

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

一宮市長 中野正康

市町村名 (市町村コード)	一宮市 (203)
地域名 (地域内農業集落名)	旧一宮市地域 (牛野、両郷寺、杉山、高田、富塚、島村、笹野、更屋敷、田所、小赤見、定水寺、丹羽、若年、柚木胤、馬見塚、南小淵、印田、印田南部、東小島、中小島、西小島、小島、一色北部、一色南部、東大毛、西大毛、佐千原西部、佐千原東部、光明寺土居、光明寺小路、光明寺本郷、光明寺山郷、西新田、春明、四日市場、上之郷、中島、下市場、東時之島、時之島、西大海道、西大海道東部、大赤見、西大赤見、山王大西、下浅野、西野口、浅野水法、北小淵、北小淵田島、下町、石野、須ヶ崎、神明津、杉戸、中町、羽根、塩尻、小山、町屋、天摩、佐野、穂積塚本、一色、浮野、加茂、勝栗、馬場、加納、芝原、猿海道、あずら、外崎、平島、重吉、重吉東切、三ツ井、三ツ井中部、三ツ井北部、三ツ井西部、三ツ井稲荷、五日市場、森本北部、森本中部、森本南部、多加木東部、多加木西部、九日市場南、九日市場、九日市場第一、伝法寺、伝法寺新田、西浅井、東浅井、江森、西海戸、河端、本郷、新田、大日比野、前野、尾関、東尾関、極楽寺、大野、河田、黒岩、畑下、新堤、大日、下渡、狐塚、北曾根、曾根、中屋敷、泉新、下出、宝西、宝江、本郷、中島、苺安賀、北高井、南高井、於保、氏永、妙興寺、戸塚、花池、南木、馬引、福森、宮地、東毛受、西毛受、瀬古、丁田、大切前、前沼、前並、神明、下口、栄町、大切、三出、旭町、内込、北野、堤下、二子、滝、高松、戸苺、築込、東宮重、高木、西宮重、河田方、林野、富田方、花井方、萩原上、萩原下、串作、荒南、朝宮南、朝宮中、朝宮北、西御堂東、西御堂西、道場、胡麻塚、南方、北方、大聖、東更屋敷、西更屋敷、呑光寺、中屋敷、山之小路、六地藏、吉田、東宮後、西宮後、南宮後、北宮後、新神戸、無量寺、宮山、名栗、日久井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月29日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地域は、水稻栽培及び野菜栽培を中心とした農業が行われており、主に経営改善計画により経営目標を掲げている認定農業者を中心経営体に位置付けている。
 ・水稻については、売れる品種の作付けや6次産業化にも取り組み、野菜についてはJA愛知西の部会員を中心に低コスト化を図っている。
 ・畜産業においては経営体数は少ないが、県内有数の規模の経営体を含んでいる。
 ・法人経営体は、経営改善を恒常的に行い、低コスト化や収益の見込まれる新たな商品づくりのために、高付加価値化や6次産業化に取り組んでいる。
 ・今後は高齢化が見込まれるため、世代交代や新規就農者の確保を行い、後継者を当地域で育成していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻栽培においては農地の利用集積化が経営の効率化に繋がる効果が高く、野菜や花き栽培などの大規模な経営面積を要さない作目においても借り換えを念頭に置いた利用集積を行い、農地中間管理機構を中核にした利用集積化を進めていく。
 ・畜産業においては経営体数は少ないが、県内有数の規模の経営体を含んでおり、耕種農業との連携を進めていく。
 ・法人経営体は、経営改善を恒常的に行い、低コスト化や収益の見込まれる新たな商品づくりのために、高付加価値化や6次産業化に取り組んでいる。国からの支援事業を積極的に利用し、更なる収益の向上を推進する。
 ・今後高齢化が見込まれるため、世代交代や新規就農者の確保を行い、後継者を当地域で育成していく。
 ・中心となる経営体以外の農業者については、農地中間管理機構の支援を受け、中心となる経営体へ農地の集積を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,070 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,070 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農業上の利用が行われる農地

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 ・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に1ha以上の団地数の増加及び団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 ・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 ・基盤整備は終了しており担い手への集約化を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・市町村やJAが共同で開催している農業塾の担い手育成コースにより新規就農者を育成し、栽培技術や農業用機械等の購入支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・JA子会社であるグリーンファームによる耕作の受託により遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・スマート農機を導入し農作業の効率化を図り生産コストの低減を目指す。